官　庁　発　表

官　庁　事　項

令和７年度輸入食品監視指導計画の公表について

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第23条第１項の規定に基づき、同項に規定する令和７年度の輸入食品監視指導計画を次のように定めたので、同条第３項の規定に基づき、公表する。

令和７年３月27日　　厚生労働大臣　福岡　資麿

令和７年度輸入食品監視指導計画

１　目的

本計画は、我が国に輸入された食品、添加物、器具、容器包装及び乳幼児用おもちゃ（以下「食品等」という。）の重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施を推進し、もって輸入食品等の一層の安全性確保を図ることを目的とする。

２　本計画の適用期間

令和７年４月１日から令和８年３月31日までとする。

３　輸入食品等の現状等

⑴　輸入食品等の現状

令和５年度に販売又は営業の目的で我が国に輸入された食品等は、輸入届出件数が約235万件、輸入重量が約2,987万トンであった。また、農林水産省の食料需給表によると、我が国の食料自給率（供給熱量ベースの総合食料自給率）は約４割であり、供給熱量ベースで約６割を国外に依存する状況となっている。

また、令和６年12月に公表した令和６年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果（中間報告）では、同年４月から同年９月までの輸入届出件数は約125万件【120万件】、輸入重量は約1,170万トン【1,110万トン】、検査件数は約10万５千件【10万２千件】であり、うち食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）違反件数は374件【379件】であった（【】内は前年度同時期の数値。数値はいずれも速報値。）。

⑵　令和６年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果の概況

厚生労働省本省（以下「本省」という。）及び検疫所は、検査項目の追加や検査機器の整備など輸入時の検査体制の充実を図り、モニタリング検査等による法違反発見時や輸出国における食品等の回収情報等を得た場合、モニタリング検査※1、検査命令※2等の輸入時における監視指導の強化を行った。また、輸出国の衛生管理対策を推進するため、輸出国における食品衛生に関する規制等の調査や個別問題に係る輸出国との協議及び調査を実施したほか、輸入牛肉等に係る輸出国段階での衛生管理について現地調査を行った。

※１　モニタリング検査：法第28条第１項の規定に基づき多種多様な食品等について食品安全の状況を幅広く監視すること及び法違反が発見された場合に、輸入時の検査を強化するなどの対策を講ずることを目的として、年度ごとに計画的に実施する検査をいう。

※２　検査命令：法第26条第２項又は第３項の規定に基づき法違反の可能性が高いと見込まれる食品等について、輸入者に対して輸入の都度の検査を命じるものをいう。

４　令和７年度における輸入食品監視指導について

⑴　輸入食品等の監視指導の実施体制

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第４条において、食品の安全性の確保は、必要な措置が国の内外における食品供給の行程の各段階において適切に講じられることにより行われなければならないとされている。この観点から、輸入食品等の安全性確保のため、輸出国における生産の段階から輸入後の国内流通までの各段階において、以下の措置を講ずる。

①　本省は、輸出国の生産、製造、加工等（以下「生産等」という。）の段階における衛生管理対策を推進するため、我が国の食品衛生に関する規制等の情報を在京大使館、輸入者、輸出国の政府担当者及び生産者等へ提供し、本省ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載する。また、輸出国との二国間協議、現地調査、技術協力等を実施する。